

個別事情の説明シート

府省庁	番号	事項名	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
警察庁	4	質屋営業の許可申請書記載事項の変更の届出	・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	8	許可証の書換えの申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	15	古物商・古物市場主の許可の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	16	許可証の亡失届出・再交付の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	19	許可証の書換えの申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	29	警備業の認定の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	31	認定証の有効期間更新の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	34	警備業の認定事項変更の届出	・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	35	認定証の書換えの申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	41	指導教育責任者資格者証の書換えの申請	・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	42	指導教育責任者資格者証の再交付の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	43	合格証明証の書換えの申請	・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	44	合格証明証の再交付の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	50	指導教育責任者資格者証の交付の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	51	機械警備業務管理者資格者証の交付の申請	・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。

警察庁	52	警備員検定の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。 ・ 3-③、3-④、3-⑤について 申請書類に対する形式的な審査を行うだけであって、行政庁の裁量が働く余地がなく、また、即日受験票を公布することとしているため、審査基準及び標準処理期間を策定し、公開する必要性がない。
警察庁	53	合格証明書の交付の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	56	探偵業の届出事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	60	風俗営業の許可の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	61	風俗営業の許可証の再交付の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	64	風俗営業者の合併承認の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	66	風俗営業者の分割承認の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	67	風俗営業者の分割による許可証の書換えの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	68	風俗営業の構造設備の変更承認の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	69	風俗営業の構造設備の軽微な変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。 ・ 5-②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。
警察庁	70	風俗営業の許可証の書換えの申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	71	特例風俗営業者の構造設備の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	72	風俗営業の許可証の返納	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 返納であり、処分が存在しない。
警察庁	76	遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。

警察庁	77	遊技機の軽微な変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。 ・ 5-②について 事業者に対するヒアリングにより、手続に係る工程を洗い出して把握する予定である。
警察庁	78	店舗型性風俗特殊営業の開始の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	79	店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	80	店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	81	無店舗型性風俗特殊営業の開始の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	82	無店舗型性風俗特殊営業の廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	83	無店舗型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	84	映像送信型性風俗特殊営業の開始の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	85	映像送信型性風俗特殊営業の廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	86	映像送信型性風俗特殊営業の届出書記載事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	93	特定遊興飲食店営業の許可の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	104	深夜酒類提供飲食店営業の開始の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	105	深夜酒類提供飲食店営業の廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。

警察庁	106	深夜酒類提供飲食店営業の届出書記載事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	129	インターネット異性紹介事業の開始の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	130	インターネット異性紹介事業の廃止の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。 ・ 2-③について 警察署及び警察本部において幅広く相談を受け付けており、既に十分な相談対応体制を整えている。 ・ 3-②について 届出であり、処分が存在しない。
警察庁	131	インターネット異性紹介事業の届出事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 確認・判断すべき事項が明確であり、当該事項を判断する上で新規に必要な書類・情報のみ提出させている。
警察庁	132	自動車運転代行業の認定の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。また、現在添付を求めている書類は、申請に係る審査を行うに当たり必要最小限のものとなっている。 ・ 3-②について 審査・判断基準が通達等によって定められており、担当者によって基準が変わることがない。
警察庁	134	自動車運転代行業の認定申請書記載事項の変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-①について 平成29年5月に不要な書類の提出に係る実態調査を行い、不要な書類の提出の要求を廃止する取組を行うなど、既に見直しを実施している。また、現在添付を求めている書類は、届出事項に係る確認を行うに当たり必要最小限のものとなっている。
金融庁	16	業務報告書の提出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	19	信用協同組合代理業に係る変更事項の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	24	信用協同組合代理業に関する報告書の提出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	28	認可事項の実行等の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	29	信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を開始した際の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>

金融庁	53	基本的事項の変更等の認可 (1) 定款の変更 (2) 業務の種類又は方法の変更	【3-②】 申請に対する審査・判断基準は法令等に明確に記載されており、担当者は、法令等に照らし、審査手続きを実施している。したがって、組織・部署・担当者により審査・判断基準は同一であり、ローカルルールは存在しない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	73	事業開始等の届出 (1) 事業を開始したとき (2) 子会社対象会社を子会社とするとき (3) 子会社とした子会社対象会社が子会社でなくなったとき (4) 認可対象会社の子会社が、認可対象会社に該当しない子会社になったとき (5) 認可事項を実行したとき (6) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	74	信用金庫代理業の開始の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	78	信用金庫代理業者の変更事項の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	83	信用金庫代理業に関する報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	92	業務報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	149	役員の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	173	日本における営業所の設置、位置の変更、種類の変更又は廃止の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	186	中間業務報告書、業務報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	187	連結中間業務報告書、連結業務報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	244	銀行代理業の許可	<p>【3-②】 監督指針等に審査・判断基準を示しており、ローカルルールは存在しない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	245	銀行代理業者の申請書の変更の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	246	銀行代理業者の添付書類の変更の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	250	銀行代理業に関する報告書の提出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	251	銀行代理業の廃業等の届出	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	254	<p>営業開始等の届出</p> <p>(1) 営業を開始したとき</p> <p>(2) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき</p> <p>(3) (2)の会社が子会社でなくなったとき等</p> <p>(4) 資本金の額を増加しようとするとき</p> <p>(5) 認可を受けた事項を実行したとき</p> <p>(6) 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき</p> <p>(7) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき</p> <p>(8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき</p>	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	256	<p>銀行持株会社の設立等の届出</p> <p>(1) 銀行持株会社になったとき又は銀行持株会社として設立されたとき</p> <p>(2) 銀行を子会社とする持株会社でなくなったとき</p> <p>(3) 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社又は新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社を子会社としようとするとき</p> <p>(4) (3)の会社が子会社でなくなったとき等</p> <p>(5) 解散したとき</p> <p>(6) 資本額を変更しようとするとき</p> <p>(7) 認可を受けた事項を実行したとき</p> <p>(8) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されることとなったとき</p> <p>(9) その他内閣府令で定める場合に該当するとき</p>	<p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>

金融庁	257	銀行代理業者の営業開始等の届出 (1) 銀行代理業を開始したとき (2) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	281	信託業務を営む金融機関の届出 (1) 信託業務の全部若しくは一部を営む営業所等の設置等又は当該営業所等において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき (2) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	494	登録申請書記載事項の変更届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	496	信託契約代理業務に関する報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	530	業務報告書等の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	538	事業方法書等に定めた事項の変更の認可	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	539	事業方法書等に定めた事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	541	保険会社の届出 (1) 保険業の開始 (2) 子会社対象会社を子会社としようとするとき (3) 子会社とした会社が子会社ではなくなったとき (4) 資本の額又は基金の総額の増額 (5) 軽微な定款の変更 (6) 外国への支店等の設置 (7) 総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得または保有されるとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	645	<p>保険持株会社の届出</p> <p>(1) 認可にかかる保険持株会社になったときまたは保険持株会社として設立されたとき</p> <p>(2) 保険会社を子会社とする持株会社でなくなったとき</p> <p>(3) 第271条の22第1項各号に掲げる会社を子会社にしようとするとき</p> <p>(4) 保険持株会社の子会社が子会社でなくなったとき</p> <p>(5) 解散したとき</p> <p>(6) 資本金の額を変更しようとするとき</p> <p>(7) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき</p> <p>(8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	652	<p>少額短期保険業者の登録事項の変更</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	666	<p>少額短期保険業の開始等の届出</p> <p>(1) 少額短期保険業を開始したとき</p> <p>(2) その子会社が子会社でなくなったとき</p> <p>(3) 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき</p> <p>(4) 定款の変更をしたとき</p> <p>(5) その総株主の議決権の100分の5を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき</p> <p>(6) その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	788	<p>登録申請書の記載事項の変更の届出</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	789	<p>登録申請書の添付書類の変更の届出</p> <p>業務方法書の変更</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>
金融庁	795	<p>取締役等の就任等に係る届出（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者）</p>	<p>【4】</p> <p>原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。</p>

金融庁	797	対象議決権保有届出書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	804	登録申請書の記載事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	805	登録申請書の添付書類の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	814	事業報告書の提出 一種業を行う金商業者	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	815	業務又は財産の状況に関する報告書の提出 一種業を行う金商業者	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	816	自己資本規制比率の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	817	事業報告書の提出 一種業を行わない金商業者	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	818	事業報告書の提出 登録金融機関	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	819	業務又は財産の状況の報告 登録金融機関	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	823	金融商品取引業者等の諸届出 (1) 業務を休止し、又は再開したとき (2) 認可業務を廃止したとき (3) 他の法人と合併したとき、分割により他の法人から事業の承継をしたとき、又は他の法人から事業を譲り受けたとき (4) 金融機関等の議決権の過半数を取得し、又は保有したとき (5) 議決権の過半数を保有している金融機関等について、その議決権の過半数を保有しないこととなったとき (6) 議決権の過半数を他の法人等に保有されることとなったとき (7) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の申立てを行ったとき (8) その他内閣府令で定める場合に該当するとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	824	金融商品取引業者等の諸届出 (1) 金融商品取引業者である個人が死亡したとき (2) 金融商品取引業等を廃止したとき (3) 合併により消滅したとき (4) 破産手続開始の決定により解散したとき (5) 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき (6) 分割により事業の全部又は一部を承継させたとき (7) 事業の全部又は一部を譲渡したとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	830	業務及び財産の状況に関する書類の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	863	適格機関投資家特例業務を行う場合の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	864	届出事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	867	休止、再開又は廃止の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	868	解散の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	874	登録申請書の記載事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	875	登録申請書の添付書類の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	877	事業報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1025	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令16条1項10号ホに基づく届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1026	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令16条1項10号ヘに基づく届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1030	兼職変更届出書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1032	金融商品取引業者等の事故の確認を要しない場合の報告	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1042	証券金融会社の金融商品取引法第156条の24第1項に規定する取引に関する報告	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1117	投資信託約款の届出 委託者指図型	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1118	運用報告書の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1119	投資信託約款の変更内容等の届出 (1) 投資信託約款の変更 委託者指図型投資信託の合併をしようとする場合	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1120	投資信託契約の解約の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1124	外国投資信託の信託約款の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	1125	外国投資信託についての運用報告書の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1126	外国投資信託の信託約款の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1133	投資法人の登録内容の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1137	営業報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1139	外国投資法人の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1140	外国投資法人の届出事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1145	届出事項の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1157	貸金業の登録の更新	【3-②】 「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、審査・判断基準が示されており、ローカルルールは存在しない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1158	貸金業者の基本的事項の変更の届出 (1) 商号、名称又は氏名及び住所の変更 (2) 役員及び使用人の氏名の変更 (3) 営業所又は事務所の名称及び所在地の変更 等	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1159	廃業等の届出 (1) 貸金業者が死亡した場合 (2) 法人等が合併により消滅した場合 (3) 貸金業者が破産した場合、等	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	1160	貸金業の開始等の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1161	事業報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1176	特定目的会社の商号、営業所の名称及び所在地等の変更又は資産流動化計画の変更の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1180	特定目的会社の廃業の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1183	特定目的会社の事業報告書の提出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1214	自家型発行者の変更届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1216	第三者型発行者の変更届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1218	発行保証金保全契約の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1221	前払式支払手段の発行に関する報告	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。

金融庁	1226	発行の業務の廃止等の届出 (1)前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止したとき (2)前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1228	資金移動業者の変更届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1233	未達債務の額等に関する報告書	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1250	発行保証金保全契約解除の承認	【3-②】 法令で解除することができる要件が具体的に定められていることから、ローカルルールは存在しない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1251	発行保証金保全契約解除の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1255	払戻し公告の届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1256	払戻し完了の報告	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1262	発行保証金の取戻しの承認	【3-②】 法令で取戻しができる場合等が具体的に定められていることから、ローカルルールは存在しない。 【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
金融庁	1263	発行保証金の取戻しの届出	【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、現在精査中。
総務省	43	登録一般放送の業務の登録事項の変更登録	3-② 手続処理に係る事務処理規程等を整備し、各地方局の実務担当者に配布することで、運用の統一化を図っている。また、地方局の実務担当者を集めた会議を定期的に行い、手続処理の運用について認識の統一化を図る機会を設けている。

総務省	56	事業計画の変更の届出	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	75	基幹放送局の免許	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	76	基幹放送局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更又は無線設備の変更工事の許可	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	77	基幹放送の業務に用いられる無線設備の変更の工事の届出	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	78	基幹放送局に係る識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	86	基幹放送局の廃止の届出	<p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。また、地方局の実務担当者会議等、地方局担当者が一同に会する機会をとらえて対応方法の認識の統一を図ることにしている。
総務省	147	無線従事者の養成課程の認定	<p>(1-①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線従事者養成課程の認定申請に必要な記載事項・提出書類と認定の基準は、既に無線従事者規則で定められており、明確にされている。また、総合通信局等に一度提出した情報については、再度の提出が省略できる旨の規定を無線従事者規則で定めている（平成21年4月の無線従事者規則の一部改正で措置）。 <p>(2-③関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等のホームページにおいて担当課の連絡先を明示し、申請者からの相談・問合せ対応を行うとともに参入マニュアルを配布している。 <p>(3-②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各総合通信局等においては、電波法関係審査基準に基づいて審査業務を行うとともに、手続においても、無線局免許等事務処理規程等の事務処理要領に基づいて統一的な対応を行っており、各総合通信局等における運用上の差異は生じていない。 <p>(3-⑤関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請受理後の進捗状況については、申請の提出先である各総合通信局等において電話等で問合せ等に応じている。

法務省	4	外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者の氏名の変更等の届出	1-② 現状において既に、提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しており、過剰な真正性確認や本人確認は行っていない。
法務省	5	外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者の原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類等の2年ごとの提出	1-② 現状において既に、提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しており、過剰な真正性確認や本人確認は行っていない。
法務省	6	特定外国法の指定を受けた者の当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類の2年ごとの提出	1-② 現状において既に、提出書類の真正性及び本人確認について、手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しており、過剰な真正性確認や本人確認は行っていない。
財務省	1	酒類の製造免許	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	3	酒類の販売業免許	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	4	製造場又は販売場の移転の許可	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。 5-③ 財務省が平成32年度以降に構築することになっている行政機関に対する登記情報を提供する仕組みを活用することとしている。
財務省	5	製造業を廃止しようとするときの免許取消申請	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	6	販売業を廃止しようとするときの免許取消申請	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	8	酒類製造業又は販売業の相続等の申告	3-② 運用については、法令解釈通達等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	12	通関業の許可	3-② 運用については、通達を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用のばらつきは存在しない。
財務省	24	製造たばこの小売販売業の許可	3-②: 運用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。

財務省	25	営業所の移転の許可	3-②：運用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
財務省	26	出張販売の許可	3-②：運用については、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領等を定め、全国統一の基準で審査・判断を行っており、運用上のばらつきは存在しない。
文科省	73	私立大学等の設置・廃止、私立大学等の学部等の設置、私立大学等の設置者の変更等の認可	1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）において、申請書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。
文科省	74	私立大学等の学部等の設置・廃止等の届出	1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）において、届出書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。
文科省	75	私立学校長の届出	1-②の提出書類の真正性の確認方法である押印等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）において、届出書に申請者の押印あるいは署名を行うことが規定されているものである。
厚労省	14	地域医療支援病院の業務報告書提出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。
厚労省	15	病院の開設許可	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	16	診療所の開設許可	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	18	診療所の開設届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	19	助産所の開設届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。
厚労省	20	病院の構造設備等の変更許可	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続きにつき複数の自治体に申請することはない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。

厚労省	21	診療所の構造設備の変更許可	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	22	助産所の構造設備の変更許可	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。
厚労省	23	病院の変更届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	24	診療所の変更届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	25	助産所の変更届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。
厚労省	27	診療所の休止	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	29	病院の再開	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	30	診療所の再開	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。

厚労省	32	病院の廃止	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	33	診療所の廃止	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	34	助産所の廃止	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。
厚労省	36	診療所の開設者の死亡・失踪届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	47	病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	48	病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	49	病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	52	衛生検査所の登録の変更	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。5-①、5-②については、コスト計測対象手続ではない。

厚労省	58	施術所の開設の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	59	施術所の変更の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	60	施術所の休止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	62	施術所の廃止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	63	出張のみの業務の開始の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	66	出張のみの業務の廃止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	68	施術所の開設の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	69	施術所の変更の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。

厚労省	70	施術所の休止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	72	施術所の廃止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	73	歯科技工所の開設の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	74	歯科技工所の変更の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	77	歯科技工所の廃止の届出	3-①については、1つの事業者が申請を行う際の窓口は1箇所であり、1つの手続につき複数の自治体に申請することはない。3-②から3-⑤は処分ではない。4については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師については、他人の免許を複製したうえで、その施術者になりすまして開設届を提出し、療養費請求にかかる不正がなされるケースがあり、資格確認を徹底するよう通知（平成26年1月7日医政医発0107第1号）を発出したことから、対面での手続等が必要と考える。5-①、5-②については今年度中に実施するコスト計測の結果をふまえ具体的に検討する。
厚労省	210	飲食店営業等の営業許可の申請	○5-③については、コスト削減の取組に当たっては、地方自治体における条例改正、システムの開発等に一定の期間を要するため、5年計画としている。
厚労省	211	飲食店営業等の営業許可の更新の申請	○5-③については、コスト削減の取組に当たっては、地方自治体における条例改正、システムの開発等に一定の期間を要するため、5年計画としている。
厚労省	212	飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出	○5-③については、コスト削減の取組に当たっては、地方自治体における条例改正、システムの開発等に一定の期間を要するため、5年計画としている。
厚労省	213	飲食店営業等の許可営業者の地位の承継の届出	○5-③については、コスト削減の取組に当たっては、地方自治体における条例改正、システムの開発等に一定の期間を要するため、5年計画としている。
厚労省	475	医療機関の指定の申請	2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。 3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。 3-④⑤ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。

厚労省	476	指定医療機関の更新の申請	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。</p> <p>3-④⑤ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p>
厚労省	477	指定医療機関に係る事項の変更の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p>
厚労省	478	指定医療機関の指定の辞退	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p>
厚労省	479	指定介護機関の指定を不要とする別段の申出	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p>
厚労省	480	介護機関の指定の申請	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。</p> <p>3-④⑤ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p>
厚労省	481	指定介護機関に係る事項の変更の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p>
厚労省	482	指定介護機関の指定の辞退	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p>
厚労省	483	助産機関及び施術機関の指定の申請	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>3-② 法律及び医療扶助運営要領において指定の基準等を示している。</p> <p>3-④⑤ 審査状況によって処理期間が変動するため、標準処理期間は定めておらず、進捗状況の情報提供も行っていないが、標準処理期間を設定していないことについて苦情等は受けていない。今後毎年度ヒアリングを実施した上で、その都度必要があれば見直すこととしている。</p>
厚労省	484	指定助産機関及び指定施術機関に係る事項の変更の届出 (廃止、休止及び再開を含む。)	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。</p>

厚労省	485	指定助産機関及び指定施術機関の指定の辞退	<p>2-① 地方自治体によりHPに編集可能なファイル形式で申請様式を提供している場合があるが、特段ヒアリングでデジタル化の要望はないため、今後必要に応じ、ヒアリングを実施した上で、改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととする。</p> <p>2-② 指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを実施したところ、入力しやすいものであるとの回答を得ている。</p> <p>2-③ 各手続き窓口のホームページ等において、相談窓口の連絡先を記載するなど、相談体制が既に確立されている。</p>
厚労省	500	登録喀痰吸引等事業者に係る登録	<p>3-②：法令により審査・判断基準（適合要件）が定められており、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。なお、サンプル調査の結果、適合要件を満たしているかの確認に不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込んでいる。</p>
厚労省	503	登録特定行為事業者に係る登録	<p>3-②：法令により審査・判断基準（適合要件）が定められており、「ローカルルール」の問題として認識するものはない。なお、サンプル調査の結果、適合要件を満たしているかの確認に不要な添付書類を求めている例は認められなかったが、今後とも不要な添付書類を求めることのないよう、通知により自治体に周知を図る旨を基本計画に盛り込んでいる。</p>
厚労省	578	業務管理体制の整備に関する事項の届出	<p>1-①について 既に地方公共団体へ当該手続きのための書類の統一様式（A4用紙1枚のみ）を示しているが、統一様式では届出事業者を特定するための必要最小限度の情報を記載するのみとしており、これ以上削減する余地がないと考えているため。また、当該手続きにおいて事業者及び地方公共団体から書類・情報削減に係る要望がないため。</p> <p>1-②について 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めているので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p>
厚労省	579	業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出	<p>1-①について 既に地方公共団体へ当該手続きのための書類の統一様式（A4用紙1枚のみ）を示しているが、統一様式では届出事業者を特定するための必要最小限度の情報を記載するのみとしており、これ以上削減する余地がないと考えているため。また、当該手続きにおいて事業者及び地方公共団体から書類・情報削減に係る要望がないため。</p> <p>1-②について 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めているので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p>
厚労省	580	指定事業者の区分の変更の届出	<p>1-①について 既に地方公共団体へ当該手続きのための書類の統一様式（A4用紙1枚のみ）を示しているが、統一様式では届出事業者を特定するための必要最小限度の情報を記載するのみとしており、これ以上削減する余地がないと考えているため。また、当該手続きにおいて事業者及び地方公共団体から書類・情報削減に係る要望がないため。</p> <p>1-②について 届出様式の押印欄以外に法人の真正性を確保する書類の提出を求めているので、真正性の確保のために届出様式に押印をもらうこととしています。</p>
厚労省	590	指定居宅サービス事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	591	指定地域密着型サービス事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	592	指定居宅介護支援事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	593	指定介護老人福祉施設の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	594	指定介護予防サービス事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	595	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	596	指定介護予防支援事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	597	介護老人保健施設の開設許可	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	598	地域支援事業者の指定	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>
厚労省	599	指定居宅サービス事業者の特例	<p>5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。</p>

厚労省	600	指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護）の指定の変更	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	601	指定居宅サービス事業者の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	602	指定居宅サービス事業者の廃止等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	603	指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	604	指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の廃止等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	606	指定居宅介護支援事業者の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	607	指定居宅介護支援事業者の廃止等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	608	指定介護老人福祉施設の変更の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	610	介護老人保健施設の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	612	指定介護予防サービス事業者の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	613	指定介護予防サービス事業者の廃止等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	614	指定地域密着型介護予防サービス事業者等の変更の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	615	指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	616	指定介護予防支援事業者の変更等の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	618	老人居宅生活支援事業の開始の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	619	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の設置の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	620	老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の設置の認可	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	621	老人居宅生活支援事業の変更の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	622	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の変更の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	623	老人居宅生活支援事業の休廃止の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。
厚労省	624	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の休廃止の届出	5-③については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある文書量半減の取組を考慮し5年間としている（基本計画にも記載済）。

農水省	55	医療機器修理業の許可の更新	3-② 地方公共団体は申請の窓口であるが、審査については国において行うことから「ローカルルール」は存在しない。
農水省	103	信用事業規程の変更又は廃止の承認	1-② 左記の変更が適正な議決を経て行われている確認するために、原本と相違ない旨を証明した総会議事録（謄本）の提出を求めているが、既に最小限の情報しか求めていない中での対応となっている。なお、現在、郵送で提出されている申請書（添付書類含む）については、オンライン（電子メール等）での提出を可能とするための真正性確保の方法も含めて検討を行う。 3-② 法令改正等により全国的に変更が生じる場合は、変更例等を示しているため「ローカルルール」は存在しない。 3-③ 定款変更の標準処理期間に準じて実施しているが、標準処理期間の設定及び公開について検討を行う。 3-④ 同上 5-① 可能な限り早期に実施することとしている。
農水省	231	漁業の免許	3-② 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3-⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。
農水省	247	都道府県知事の漁業の許可	3-② 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3-⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。
農水省	291	外国人の漁業等の許可	2-③ 申請者が恒常的に行政機関とやり取りしている者に限定され、かつ、申請者数も少なく、その申請手続も定期的・反復的なものである。 3-⑤ 相互主義に基づき、定めていない。なお、進捗状況に関する照会があれば、適宜回答している。 4 二国間協定の枠組みで申請書は在京の在外公館が書面を以て提出する旨定められている。 5-① 可能な限り早期に実施することとしている。
経産省	10	役務取引等の許可 (特定技術の提供取引の許可)	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせる余地がないため、ローカルルールは存在しない。
経産省	11	輸出の許可	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、国の地方支分部局が受け付ける案件は機微性の低い案件であり、地方支分部局の職員は、主に形式面の審査を行い、裁量を働かせる余地がないため、ローカルルールは存在しない。
経産省	13	輸出の承認	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
経産省	14	輸入の承認(輸入割当を含む)	3-② 国の地方室局に関する事務ではあるが、提出書類、審査基準は法令により詳細に規定されており、地方局と本省で統一されており、運用上のばらつきは存在しない。
経産省	22	温室効果ガス算定排出量の報告	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	106	許可使用者の設備の能力及び構造の変更の許可	3-② 運用については、研修や会議等を活用した実態の把握・是正を通じばらつきが生じていないよう取り組んでいる。
経産省	162	登録申請事項変更登録	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。申請様式の添付書類は見直しの検討を行う。 3-② 既に審査基準・監督基本方針は外部向けに公表済みである。また、地方支分部局向けの事務処理要領を整備し、毎年必要な部分の見直しを行っている。
経産省	169	新設営業所等に係る営業保証金の供託の届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	170	前受金保全措置の届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。

経産省	174	許可申請記載事項の変更届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	175	約款の変更届出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	182	個別信用購入あっせん業者の変更登録の申請書の提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。申請様式の添付書類は見直しの検討を行う。 3-② 既に審査基準・監督基本方針は外部向けに公表済みである。既に地方支分部局向けの事務処理要領を整備し、毎年必要な部分の見直しを行っている。
経産省	204	許可割賦販売業者または法35条の3の61の許可を受けた者に関する報告書(財産及び収支に関する報告書)の提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	205	許可割賦販売業者または法35条の3の61の許可を受けた者に関する報告書(予約前受金残高等報告書)の提出	1-② 申請様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。 3-② 現在、監督の基本方針や事務処理要領を策定中。
経産省	208	登録包括購入あっせん業者又は登録個別信用購入あっせん業者に関する報告書	1-② 提出様式自体は省令様式として押印が義務づけられるものである。今後政府横断的な取組を踏まえ、見直しを検討する。また、提出様式の添付書類は見直しの検討を行う。
経産省	261	商号等変更の届出書の提出	2-③ 既にメールでの相談窓口を開設しているため、対応済みである。
経産省	708	電気工作物等の変更(重要な変更を除く。)の届出	5-① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	752	発電事業の届出	5-① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	753	氏名、住所等の変更の届出	5-① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	759	広域的運営推進機関の加入の届出	5-① 3か年で取り組むことは記載しているものの年度ごとの工程は明記されていないため、年度内に年度ごとの工程を検討し、記載する。
経産省	1020	エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	1021	エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	1022	エネルギー管理者の選任又は解任の届出	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	1023	エネルギー管理士免状の交付	1-② 法令で押印が義務付けられている。 5-①③ 法令で定められた様式に押印義務があるため、原本提出の必要があり電子化は現時点では困難。また、法令で定められた項目以外の情報提出は求めていない。既に審査基準は定められており、申請方法・記入方法についてはHPに掲載すると同時に問合せ先電話番号も明記している。HPからのメールによる問合せも可能としている。また、申請者となる試験合格者全員に申請書の記入例、記入上の注意を合格証と一緒に送付している。郵送での申請も可能としており、3か年の年度ごとにコスト削減を定める具体的な取組が現時点ではないが、引き続き事業者の行政コスト削減に向けた方策があれば積極的に取り組んでいく。
経産省	1024	エネルギー管理員の選任又は解任の届出	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	1025	特定事業者の設置している工場に係るエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画の提出	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。

経産省	1026	特定事業者の設置している工場におけるエネルギー使用量その他エネルギーの使用の状況等の報告	5-① 明示的に記載していないため、Cとしたが、検討は適宜進めている状況である。具体的には①電子申請の提出先を省エネ法・温対法システムに一本化することの検討、②説明会での徹底した周知等が挙げられるが、年度を分けて段階的に進めるものではない。
経産省	1027	再生可能エネルギー発電事業計画の認定	1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。
経産省	1028	再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定	1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。
経産省	1029	再生可能エネルギー発電事業計画の事前変更の届出・事後変更の届出	1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。
経産省	1030	再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出	1-②、3-② 平成29年度に運用の明確化を行ったことで措置済み。
経産省	1031	賦課金の減免の認定	3-② 平成28年度に制度の見直しを行ったことで措置済み。審査・判断基準、添付書類は、本省のHPで、統一したものを掲載している。
経産省	1032	試掘権の存続期間延長の許可	3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1033	鉱業権設定の許可	3-② 審査基準、運用通達を定めており、統一的な運用ルールに基づいて審査を行っている。また、鉱業法の執行に関して地方経済産業局とTV会議等を実施し情報の共有等をはかっている。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1051	鉱業権の設定、変更等の登録 (1) 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分の制限 (2) 共同鉱業権者の脱退 (3) 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限	3-② 登録申請された内容について、形式的な審査を実施するものであり、登録担当に裁量の余地がなく、ローカルルールとして認識するものはない。 3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1052	事業着手延期の認可	3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。
経産省	1053	事業休止の認可	3-⑤ 問合せがあれば処理の状況について回答をしている。

経産省	1239	業務の状況に関する報告書の提出	3-② 当該報告は、許認可届出ではなく、事業者が実施した岩石採取の実績について報告するものであり、提出窓口となっている経済産業局では、報告に対する審査及び処分に関する事務は行っていないことから、本手続については「ローカルルール」問題の対象手続ではないものと考えます。なお、本手続きにおいて受付窓口である、各地方の経済産業局において、「ローカルルール」の問題として認識するようなものは存在していない。
経産省	1246	経営革新等支援機関の認定の申請	3-②関係 国の地方支分部局において執行業務を行うにあたり実施要領を定めており、本要領の運用で対応が不明な場合は、その都度本省に相談を行うこととしている等、審査・判断基準が異なる事態が発生しないよう、ローカルルールの是正に既に対応済み。
経産省	1247	認定経営革新等支援機関の変更の届出	3-②関係 法令第21条第4項の規定に基づき、氏名又は名称及び住所等の変更内容が記載されていれば受理するものであり対応済み。
経産省	1249	定款変更認可申請	3-②関係 定款変更の認可基準は法律において定められており（法第51条第4項において準用する法第27条第4項から6項）、統一的な基準により審査・判断されている。
国交省	1	倉庫業の登録	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。 3-②：審査基準は「倉庫業施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）」を周知しており、運用上のばらつきは存在しない。
国交省	2	倉庫の位置等の変更登録	3-②：審査基準は「倉庫業施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）」を周知しており、運用上のばらつきは存在しない。
国交省	21	期末倉庫使用状況報告書、受寄物入出庫高及び保管残高報告書の提出	5-②事業者からのヒアリングを踏まえ、計測に必要な工程を把握していく。
国交省	23	第1種貨物利用運送事業の登録	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。 3-②：処理方針等を通達（平成15年3月18日国総貨複第194号）にて周知しており運用上のばらつきは存在しない
国交省	25	第1種貨物利用運送事業の変更の届出	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。 3-②：処理方針等を通達（平成15年3月18日国総貨複第194号）にて周知しており運用上のばらつきは存在しない
国交省	31	第1種貨物利用運送事業の廃止の届出	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。
国交省	33	第2種貨物利用運送事業の事業計画及び集配事業計画の変更の認可	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。 3-②：処理方針等を通達（平成15年3月18日国総貨複第194号）にて周知しており運用上のばらつきは存在しない
国交省	53	貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に限る）の運賃及び料金の設定又は変更の届出	1-②：当該手続では、押印又は署名を求めているところ、同押印等の他に書類等の提出を求めているとはおらず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。
国交省	134	不動産鑑定業者の更新の登録	1-①：法令で必要最低限の書類のみ提出が求められている。 3-⑤：標準処理期間は3週間という短期間であり、処分期間短縮の要望もない。また、進捗状況に関する問い合わせもない。
国交省	136	不動産鑑定業者の変更の登録	3-⑤：標準処理期間は3週間という短期間であり、処分期間短縮の要望もない。また、進捗状況に関する問い合わせもない。

国交省	139	宅地建物取引業の免許	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。 3-②：免許要件については法令により定められている。 3-⑤：処分に対する進捗状況については、従前より各免許行政庁において照会に応じて情報提供を行っている。処理期間については標準処理期間を設けており、原則期間内に処理を完了している。
国交省	140	宅地建物取引業の更新免許	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。 3-②：免許要件については法令により定められている。 3-⑤：処分に対する進捗状況については、従前より各免許行政庁において照会に応じて情報提供を行っている。処理期間については標準処理期間を設けており、処理期間については標準処理期間を設けており、原則期間内に処理を完了している。
国交省	141	免許申請事項の変更の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	142	廃業等の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	149	営業保証金供託済の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	150	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	152	業務を行う場所の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	177	営業保証金取戻し公告の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	180	マンション管理業の登録事項の変更の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	181	マンション管理業者の廃業等の届出	1-①：提出書類は現状でも必要最小限となっている。
国交省	247	建設業の許可	3-②：許可要件については法令により定められている。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度予算において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	248	建設業の許可の変更の届出	3-②：許可要件については法令により定められている。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度予算において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。

国交省	249	決算報告	3-②：許可要件については法令により定められている。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度予算において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	250	建設業の廃業等の届出	3-②：許可要件については法令により定められている。 5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度予算において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システムの構築等に時間を要する。そのため、一部の取り組みについては3年超となる可能性はある。
国交省	251	浄化槽工事業の登録	1-①：浄化槽工事業の登録は都道府県知事により行われているため、申請書類の削減について都道府県浄化槽工事業登録部局への意見照会を行ったところ、手続きの申請者から具体的な要望があがっておらず、また、行政部局としても削減が可能な部分はないとの意見であったことから、具体的な削減の可能性は無いと判断した。 3-②：審査基準については、登録要件として法令に定められているため。
国交省	254	解体工事業の登録	1-①：解体工事業の登録は都道府県知事により行われているため、申請書類の削減について都道府県解体工事業登録部局への意見照会を行ったところ、手続きの申請者から具体的な要望があがっておらず、また、行政部局としても削減が可能な部分はないとの意見であったことから、具体的な削減の可能性は無いと判断した。 3-②：審査基準については、登録要件として法令に定められているため。
国交省	255	解体工事業の登録の変更の届出	1-①：現行の書類・情報で、これ以上の削減は不可能な届出であるため。
国交省	256	解体工事業の廃業等の届出	1-①：現行の書類・情報で、これ以上の削減は不可能な届出であるため。
国交省	317	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出	5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システム構築等に時間を要する。そのため、一部の取組については3年超となる可能性はある。
国交省	321	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出	5-③：基本的には3か年での計画と考えているが、例えば電子申請化については、平成30年度において電子申請化に向けた検討を行うこととしており、その結果を踏まえ導入する場合には、その後システム構築等に時間を要する。そのため、一部の取組については3年超となる可能性はある。
国交省	356	構造方法等の認定	【1-①及び②：提出書類・情報のスリム化】 【2-②及び③：申請様式・申請者の利便】 構造方法等の認定の申請手続きにおける提出書類は、建築基準法施行規則第10条の5の21において定められており、その内容は申請区分・個別の案件毎に異なる。しかし、指定性能評価機関による性能評価を経たものについて国土交通大臣が認定申請を受け付けることとされており、基本計画に具体的な記載はないがこれまでも記載事項の統一や別表・付表の活用など性能評価機関を通じ合理化を図ってきたところ。 真正性・本人確認については、建築基準法施行規則第10条の5の21に定める別記第50号の11様式による申請書において、申請者の押印又は自署によることが定められている。
国交省	490	鉄道施設の変更の認可	3-②：審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。
国交省	495	車両の確認	3-②：審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。

国交省	496	車両の構造又は装置の変更の確認	3-②：審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。
国交省	537	索道施設の変更の認可	3-②：審査・判断について疑義がある場合は、地方支分部局と本省との間で相談しながら対応している上、必要に応じて関係部局に情報共有をしているため、ローカルルールは存在しない。 3-③：本手続の対象事業者数は限定的であり、索道事業者と行政担当部署との間で直接相談等ができる体制が既に整っている。このため、必要な場合には、索道事業者と担当部署との間で記載内容を相談しながら個別に対応している。
国交省	655	自動車分解整備事業の認証 (1) 普通自動車分解整備事業 (2) 小型自動車分解整備事業 (3) 軽自動車分解整備事業	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-①について 申請様式のデジタルかについて、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを、年度内に基本計画に盛り込む。 3-②について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分への進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-①について 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	656	自動車分解整備事業者の氏名等の変更届出 (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 法人の役員の氏名 (3) 事業場の所在地 (4) 作業場の面積等 自動車分解整備事業者の地位承継の届出（相続、合併又は分割によるもの） 自動車分解整備事業の譲渡の届出	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-①について 申請様式のデジタルかについて、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを、年度内に基本計画に盛り込む。 3-②について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分への進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-①について 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	657	自動車分解整備事業の廃止の届出	1-①について 現時点で削減対象とする書類・情報を特定しておらず、年度内に基本計画の見直しを行う。 1-②について 過剰な真正性確認や本人確認が行われていないかの見直しについて、年度内に基本計画に盛り込む。 2-①について 申請様式のデジタルかについて、編集可能なファイル形式で申請様式を提供することを、年度内に基本計画に盛り込む。 3-②について 国の地方支分部局や地方公共団体が申請窓口となっている事務については、要領を定めており、提出を要求する添付書類等に関しては全国的に統一されている。そのため、ローカルルールの問題はない。 3-⑤ 処理期間の短縮や申請に対する処分への進捗状況の情報提供について、年度内に基本計画に盛り込む。 5-①について 各地方運輸局単位で定められている申請・届出等の様式について標準の様式を定めるためには、当該様式に関するローカルルールの把握を行い、問題点を洗い出したうえで対応策を検討する必要がある。現時点では、対応策の規模が不明なため、詳細な工程を定めることは困難である。
国交省	738	貨物定期航路事業の開始の届出事項の変更の届出	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため

国交省	742	人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため
国交省	743	人の運送をする不定期航路事業の事業開始の届出事項の変更の届出	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため
国交省	744	不定期航路事業の事業廃止の届出	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため。
国交省	758	内航海運業の変更登録	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため。
国交省	759	内航海運業の軽微な届出	1-①：必要事項を届出書に記載するのみであり、不要な情報及び添付書類は求めていないため。 3-②：事務取扱要領が示されているため。
国交省	825	事業計画の変更の認可	3-②：通達で定めているため、運用上のばらつきは存在しない。
国交省	834	港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出	2-③：既にHP上で相談窓口連絡先を記載する取組が行われているため。
国交省	841	運航規程及び整備規程の変更認可	1-②：運航規程及び整備規程の変更の申請者である航空事業者から押印を求めているところ、同押印の他に書類等の提出を求めてはならず、過剰な真正性の確認及び本人確認を行っているとはいえない。 3-②：本省及び地方航空局は、申請内容について同一の通達（運航規程審査要領、同細則、整備規程審査要領及び同細則）に基づいて審査を行っており、提出書類の内容を確認する過程で複数の担当者が基準への適合性の確認を行っているところ、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	844	運賃及び料金の認可	3-②：同一の省令・通達に基づいて審査を行っており、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	845	運賃及び料金の変更認可	3-②：同一の省令・通達に基づいて審査を行っており、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	855	事業計画の変更認可	3-②：同一の省令・通達に基づいて審査を行っており、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	891	第1類営業の承認	3-②：国土交通省HPにて公表している同一の通達（構内営業関係事務処理要領）に基づいて審査を行っており、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	892	第2類営業の承認	3-②：国土交通省HPにて公表している同一の通達（構内営業関係事務処理要領）に基づいて審査を行っており、本省及び地方航空局において運用上のばらつきはない。
国交省	921	経営状況報告	4：申請者が電子申請を行える環境に無い中小事業者が多いうえ、添付書類が冊子化されている事業者も多く電子化に不向きである。

国交省	932	旅行業約款の変更の認可	<p>1-①：本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、不要な書類・情報の入手を求めている。</p> <p>2-①：本手続では必要な要素を満たせば、任意の様式により申請可能である。</p> <p>3-②：本手続きの記載事項は最低限の内容になっており、都道府県の窓口においても添付書類は同一である。</p>
環境省	1	一般廃棄物収集運搬業の許可	<p>○一般廃棄物の処理については、市町村に統括的責任があり、一般廃棄物に係る事務については、市町村の自治事務である。さらに、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが求められており、市町村に一定の裁量が与えられている。</p> <p>○このため市町村はその許可申請手続において、独自の条件を付すなど、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。申請様式等についても、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域における実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。</p>
環境省	2	一般廃棄物処分業の許可	<p>○一般廃棄物の処理については、市町村に統括的責任があり、一般廃棄物に係る事務については、市町村の自治事務である。さらに、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが求められており、市町村に一定の裁量が与えられている。</p> <p>○このため市町村はその許可申請手続において、独自の条件を付すなど、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められている。申請様式等についても、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域における実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。</p>
環境省	11	浄化槽清掃業の許可	<p>【すべての観点における共通事項】</p> <p>○浄化槽の清掃は元来、浄化槽の占有者等である浄化槽管理者が生活環境の保全のため毎年1回は清掃等を行わなければならない、且つこのことについて技術的な基準を設けている。それを踏まえ浄化槽清掃業についても技術上の基準に適合していなければならない、この許可については当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長が行うものとする自治事務とし、許可申請の手続きについて一定の裁量が与えられている。</p> <p>○このため申請様式等について、条例や規則等により独自に定めているのが現状であり、全国的に統一することは、無用の混乱を招くこととなるとともに、地域における実情や課題に精通した自治体による地方における多様な行政ニーズに対応するという地方分権の観点からも妥当ではない。</p>